新規貿易登録（誓約）

対象　窓口発給　オンライン発給

お客様におこなっていただく作業

1．オンライン誓約・登録申請 ▶ 2．商工会議所窓口へ必要書類を提出 ▶ 3．署名者にユーザーIDを作成・配布

【注】商工会議所の作業ではありません！

1．オンライン誓約・登録申請　※画像イメージは、実際の画面と多少異なる場合があります

【はじめに】

① **システム動作環境をご確認ください！**
◎ブラウザ：**Google Chrome**（最新版のみ動作保証されています）
◎ポップアップ許可設定が必要です

② 既に「申請者」として貿易登録済みで「代行業者」の登録をしたい場合、このマニュアルに沿っての手続きではなく、**管理者ＩＤ**から「**登録内容の変更**」をしてください

■ **貿易登録の流れ**　ページにアクセス。
上記 WEB サイトの STEP１ 貿易登録のご案内ページ から

1 貿易登録のご案内

貿易登録申請フォーム（右図）へアクセスし、内容を確認して下さい。

2 E-mailの確認と規程への誓約

・企業名等
・担当者
・メールアドレス
・メールアドレス（確認）　を入力してください。

「**商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程**」と「**商工会議所貿易関係証明罰則規程**」の確認・同意が必要です。
それぞれ確認し同意のチェックを入れて「**メールを送信する**」を押してください。

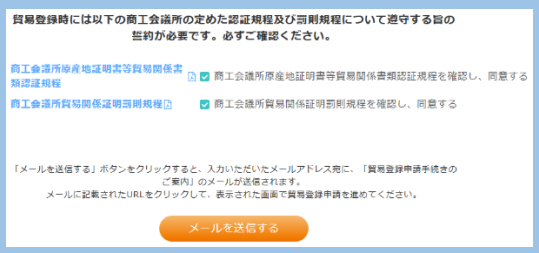

◎規程を未確認の場合、「送信する」を押すことができません
◎既定の抜粋を最終頁に記載しております

貿易登録のご案内ページで記入いただいたメールアドレス宛に、
「**貿易登録申請手続きのご案内**」が届きますので、
本文に記載の「**（３）貿易登録の申請**」にあるＵＲＬを押して貿易登録の申請手続きを開始します。

3 個人情報の取り扱い・利用規約への同意

URL を押すと、「**個人情報の取り扱い・利用規約への同意**」ステップに進みます。
内容確認後、個人情報取り扱い・利用規約それぞれ同意のチェックをして、
「次へ進む」を押してください。

4

企業情報の入力

○ 貿易登録の種別（詳細はこちら）

【申請者】
原産地証明書をはじめとする貿易関係証明を、申請当事者として申請する法人（団体）・個人事業主。

【代行業者】
貿易関係証明の申請事務を申請者に代わって行うことを業とする法人（団体）・個人事業主。申請書類の作成に携わる者の責任を明確にすることを目的としています。

○ 貿易登録申請者

・会員番号：**ローマ字を除く半角数字 7 桁**

・旧貿易登録番号：**半角数字 6 桁**

・法人番号
重複登録を防ぐため、法人の方は法人番号（13 桁の数字）の入力をお願いしています。

・代表者役職（和文・英文表記）
必須項目ではありませんが、東京商工会議所では入力をお願いしています。代表者としての役職を入力してください。

・代表者氏名
法人の方の場合は、履歴事項全部証明書に記載の代表者をご登録ください。

・現住所（英文表記）
オンライン発給の場合、輸出者住所のデフォルト値として入力されます。（申請の都度修正可能）

○ 貿易登録に関する問い合わせ・連絡先

・連絡先住所（和文表記）
郵送物をお送りする住所を入力してください。
支社・支店等を連絡窓口にしたい場合は、支社・支店等の連絡先を入力してください。

・電話番号は電話番号形式で 10 桁まで入力可能です

・メールアドレス
貿易登録の完了通知や、有効期間 30 日前の更新案内（システムから自動メール送信）等貿易登録に関する案内をお送りします。

○　その他の事項

原則任意入力ですが、「古物商許可証の有無」は「有り」または「無し」の選択が必須ですのでご注意ください。

・古物商許可証の有無

輸出品として中古品の取り扱いがある場合、「有り」を選択してください。

貿易登録の申請時に、各都道府県の公安委員会が発行した「古物商許可証のコピー」（法人名義）提出が必要となります。

・関連事業案内

商工会議所からの関連事業のご案内（メール配信）を希望されない場合はチェックを外してください。

「署名者情報の入力へ進む」を押すと、本画面の入力内容が保存されます。

保存されたデータの入力を再開するには、システムからメール配信された「貿易登録申請手続きのご案内」に記載の URL にアクセスしてください。

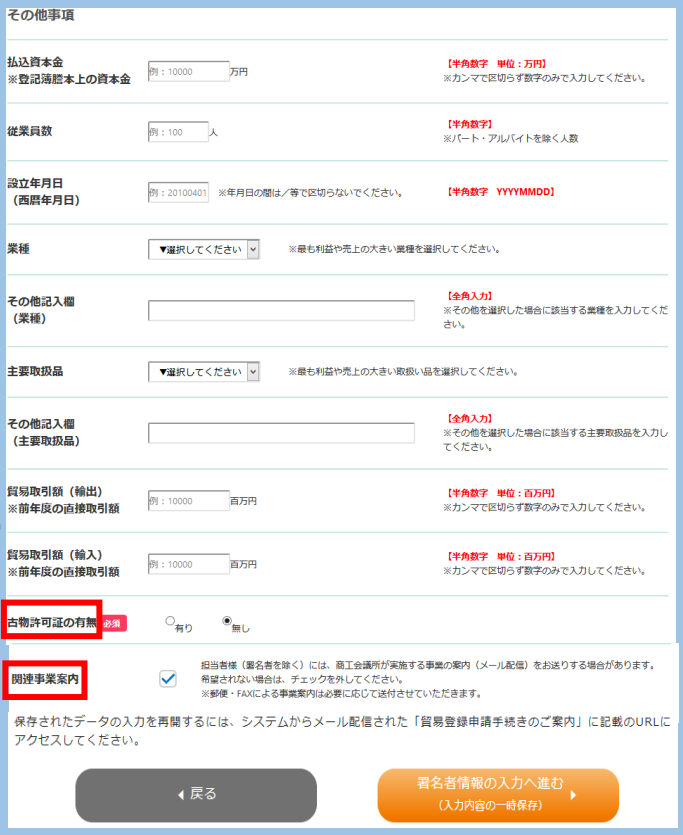

5 署名者情報の入力

登録種別が「代行業者」の場合、このステップ（署名者情報の入力）は不要です

申請方法（オンライン申請、窓口申請）に関わらず、貿易関係証明を行う署名者を入力してください。

◎原産地証明書等の 商工会議所に申請する書類へ記載する署名を登録してください

◎2 年間の有効期間中、署名の形状は変更はできません（貿易登録更新時のみ、変更可能です）

① 署名者の「氏名（和文）」「氏名（英文）」「E-mail」(全て必須)を入力します。**東京商工会議所では、役職は登録しないことを推奨しております。**（登録された役職が変わると登録内容変更手続きが必要となります）
役職の記載が必要な申請がある場合は都度、申請時にご入力いただくことをお勧めいたします。

② 「作成」を押します

③ 入力欄の下の署名者一覧に追加されます。登録する署名者が複数人いる場合、①②を繰り返して人数分登録します。

6 入力内容の最終確認

入力内容を確認し、修正がなければ「次へ進む」を押します。
修正がある場合は「この画面に戻る」を押して、指定した画面に戻ります。

2．商工会議所窓口へ必要書類を提出

7
必要書類の印刷
提出書類の確認

「誓約書」「業態内容届」「署名届」を印刷し、「誓約書」に押印、「署名届」に肉筆サインをしてください。

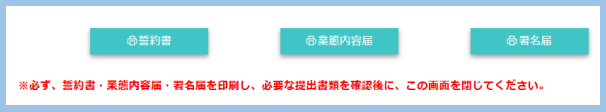

◎ **「署名届」への肉筆サインは枠内に濃くはっきりと記載ください**
枠内に収まらない署名がある場合、受付不可となり登録を中断します（再度書類を揃えてお越しいただきます）

◎ **黒いボールペン（推奨：1.0mm以上）・サインペン**等ではっきりとご記入ください。
※黒以外・細い場合、データとして取り込んだ際に薄くなり認識できない可能性がございます

・署名者は、申請企業に所属する社員であることが必要です。（代行会社や関係会社の社員は不可）
・署名者となるかた全員の署名を登録してください。
システム上、一部の署名者だけの登録ができません。
・インクが消えるボールペン等での記載は一切受けられません。

必要書類一式を東京商工会議所へ提出してください。※登録種別が「代行業者」の場合、署名届は提出不要です

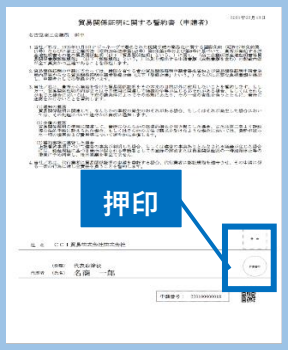

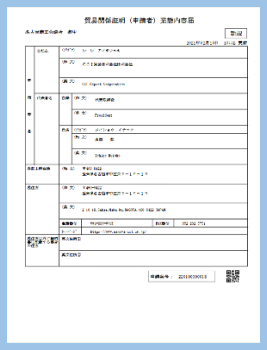

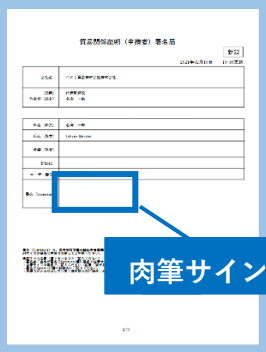

＋

その他必要書類（貿易登録の流れ　STEP3 参照）

● 必要書類をご用意の上、**証明センター窓口へお越しください。郵送での受付はいたしません。**

窓口：東京都台東区東上野 4－8－1　TIXTOWER UENO 3 階　　東京商工会議所　証明センター
貿易登録 受付時間：9 時 30 分～11 時 30 分、13 時～16 時 30 分

※発券機で「貿易登録」の番号札を引いてお待ちください。順番にお呼びします。
※窓口にて書類をお預かりした後、不備・不足等がなければおよそ 30 分程度で貿易登録証を発行、お渡しします。
場内でお待ちください。但し、窓口の混雑状況によって、平均時間以上にお待たせする可能性がございます。
※返送用レターパック（レターパックプラス・ライト）をお持ち込みいただいた場合、貿易登録証は受付翌営業日に郵送いたします。場内でお待ちいただく必要はありません。

【東商会員限定サービス】貿易登録の郵送届出について

・**東京商工会議所の会員の方に限り**、郵送での貿易登録書類の受付を行います。登録と同時にご入会いただく方も対象となります。
詳細は、2022 年 8 月 1 日ＢＣＮをご確認ください。貿易登録証ご返送のため、返信用封筒（レータパック・レターパックプラス）の同封が必要です。
・本サービスは貿易登録手続きに限ります。各種証明書の申請は郵送受付をしておりません。

商工会議所の窓口にて登録申請の承認後、「貿易関係証明発給システム」の利用に必要な
「**貿易登録証（【管理者ＩＤ】とパスワード）**」を発行いたします。郵送返却の場合、登録住所の担当者あてに郵送します。（書類の不備・不足がなければ、受領後３営業日以内に郵送しています。）

【注意事項】貿易登録証の取り扱いについて

・貿易登録証に記載されている管理者 ID およびパスワードの漏洩および不正使用がなされないよう厳重に管理してください。

・管理者 ID およびパスワードの漏洩もしくは不正使用またはそのおそれを認知した場合には、速やかに商工会議所にご連絡ください。

・管理者 ID およびパスワードを漏洩、不正使用、開示、貸与、共有または譲渡したことによって申請者に生じた損害について、商工会議所は責任を負いません。

東京商工会議所　貿易登録証

〒100-0015
東京都台東区東上野４－８－１　ＴＩＸＴＯＷＥＲ　ＵＥＮＯ　３階

株式会社東京商工会議所　御中

登録先商工会議所	東京商工会議所
商工会議所会員	会員
貿易登録番号	1701000001
登録種別	申請者かつ代行業者
貿易登録有効期間	2022年04月21日 から 2022年06月01日 まで
企業名等	株式会社東京商工会議所
英文社名	TOSHO CO.,LTD.
英文住所	8-1, Higashiueno 4-chome, Taitou-ku, Tokyo, Japan
商工会議所ｺｰﾄﾞ	1701
管理者ＩＤ	UnZ75gRMz8Nn
管理者パスワード	[redacted]

3．署名者へのユーザーＩＤ（申請時に利用する ID）等の交付

オンライン発給を利用しない（窓口申請の）場合や「代行業者」のかたはこの手続きは不要です。

「貿易関係証明発給システム」にログインします。
証明センターホームページのこちら
からシステムへアクセスします。

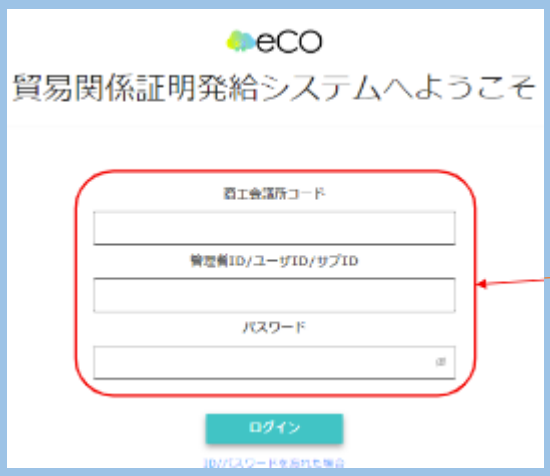

「貿易登録証」に記載されているパスワードは初期パスワードとなります。初回ログイン後はメインメニューからパスワード変更を選択し必ずパスワード変更を行ってください。
（半角英数字を組み合わせ、8～16 桁以内）
※パスワードは定期的に変更してください。

署名者（サイナー）にオンライン申請に必要な ID 等が記載された「**署名登録証**」を交付します。
メインメニューの「登録内容/署名者確認」を選択、「署名登録証印刷」を押すと、署名者（サイナー）毎に、ユーザーＩＤ、パスワードの記載された「署名登録証」が出力されます。

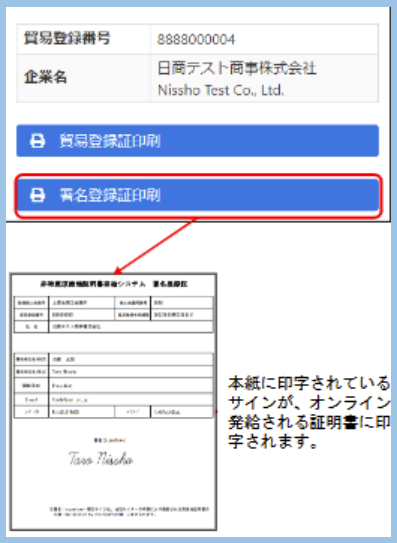

◎オンラインでの発給申請～決済～証明書ダウンロードに利用する ID です。利用規約により、署名者本人のみ利用可能です。他人の ID を利用する行為は、利用規約違反により罰則の対象となります。
◎漏洩防止のため、署名登録証に記載される**パスワードは、初回出力の当日のみ印字されます。翌日以降に出力を行ってもパスワードは＊＊＊表示となり確認できなくなります。**

『貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約』抜粋

・第 3 条 2 項
本システムは以下の機能から構成されています。
（1）貿易登録
（2）発給申請
（3）申請者・署名者、代行業者管理
（4）リファレンスシステム

貿易登録をされる際は必ず利用規約をご確認ください。

第3条　（本サービスおよび本システムの構成）
1　本サービスは、東京商工会議所が第 2 項に規定する日商から提供される本システムの各機能の一部または全部を選択し、これを利用して提供する貿易関係証明のオンライン発給等のサービスです。
2　本システムは、下記の機能から構成されます。
(1)　次の者についての貿易登録
（ｉ）申請者
（ii）代行業者
(2)　次の証明の発給申請
（ｉ）日本産原産地証明書
（ii）外国産原産地証明書
（iii）各種インボイス証明
（iv）サイン証明
(3)　申請者・署名者、代行業者管理
(4)　リファレンスシステム

・第 9 条 3 項
申請者および署名者は、いかなる場合もユーザーＩＤを第三者に開示、貸与、共有、譲渡することはできません。

第9条　（ユーザーID およびパスワード）
1　東京商工会議所は、申請者に対し、署名者ごとにユーザーID およびパスワードを、東京商工会議所が定める方法および使用条件に基づいて発行します。
2　申請者は、ユーザーID およびパスワードの配付、ならびに署名者による本サービスの利用について責任を持ち、自らの管理責任により、ユーザーID およびパスワードの漏洩および不正使用ならびに第 3 項で禁止する事項がなされないよう厳格に管理するものとします。申請者は、ユーザーID またはパスワードの漏洩、不正使用またはそのおそれを認知した場合には、速やかに東京商工会議所に届け出なければなりません。

◎ **署名者として登録されていない社内の担当者が、署名者のユーザーＩＤを使って代わりに申請することはできません。また、登録された署名者が他の署名者のユーザーID でログインすることもできません。利用規約違反に該当します。**
◎ **署名登録していない社内担当者や、外部の代行企業（貿易登録済）へ権限移譲したい場合、登録された署名者自身がユーザーＩＤでログイン後「サブＩＤ」を作成して下さい。**